

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会 議事録

■日時 令和3年1月27日（水）午前10時04分～午前11時35分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池本委員、奥委員、日下委員、
玄委員、小堀委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、
宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答 申

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書

⇒調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮 問

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案

⇒会長の指名により、第二部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (1 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	一般国道 20 号日野バイパス (延伸) II 期建設事業	令和 3 年 1 月 12 日
2 事後調査報告書	目黒清掃工場建替事業 (工事の施行中その 1)	令和 2 年 11 月 27 日
	(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画 (工事の施行中その 2)	令和 2 年 12 月 21 日
	豊田南土地区画整理事業 (工事の施行中その 4)	令和 2 年 12 月 23 日
3 変 更 届	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業	令和 2 年 11 月 14 日
	株式会社昭和石材工業所古里鉱業所採掘区域拡張事業	令和 2 年 11 月 24 日
	(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業	令和 2 年 12 月 14 日
	福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業	令和 2 年 12 月 23 日

令和 2 年度「東京都環境影響評価審議会」第 9 回総会
速 記 録

令和 3 年 1 月 27 日（水）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 10 時 04 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 本日の委員の出席状況について事務局から報告します。現在、委員 21 名のうち 18 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 9 回総会の開催をお願いいたします。本日、傍聴の申し出がありますので、よろしくをお願いいたします。柳会長、お願いします。

○柳会長 分かりました。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるため、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等、健康状態が思わしくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和 2 年度東京都環境影響評価審議会第 9 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、諮問 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 最初に、「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件については第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることとします。それでは、齋藤部会長、よろしくお願いします。

○齋藤第一部会長 それでは、齋藤より報告させていただきます。資料 1 を御覧ください。

初めに、部会でとりまとめました答申案文について事務局から説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局の宮田です。資料 1 を読み上げます。

令和 3 年 1 月 27 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

第1 審議経過

本審議会では、令和2年11月17日に「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周辺地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。その審議経過は付表のとおりである。

次ページに付表がありまして、付表には審議会、部会の審議事項をまとめております。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次の指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である区役所通りは、片側一車線であり、また、大井町駅前に通じる道路であることから、交通量の増加による影響が懸念されるため、大気汚染及び騒音・振動の影響に十分に配慮した適切な環境保全措置を講じること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、齋藤から審議の経過について報告します。

本環境影響評価調査計画書は、令和2年11月17日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。本事業は東京都品川区広町二丁目地内において、業務及び宿泊施設、住宅等から成る複合施設の新築を行うものであり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について説明します。「大気汚染、騒音・振動共通」の意見ですが、本件調査計画書では、工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である区役所通りは片側1車線であり、また、大井町駅前に通じる道路であることから、交通量の増加による影響が懸念されるため、大気汚染及び騒音・振動の影響に十分に配慮した適切な環境保全措置を講じることを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、周知地域区長である品川区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議しました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等はございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いします。いかがでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 今、共有のために答申書を掲載しております。答申書を読み上げます。

2 都環審第 26 号

令和3年1月27日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価調査計画書について答申

令和2年11月17日付環境総政第372号、諮問第515号で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほどと同じ内容ですので省略させていただきます。

以上です。

- 柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。
- 柳会長 次の諮問に入ります。諮問案件について事務局から説明をお願いいたします。
- 宮田アセスメント担当課長 資料2をお開きください。

2 環 総 政 第 465 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年1月27日

東京都知事 小池百合子

記

諮問第516号 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案

よろしく願いいたします。

- 柳会長 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、諮問案件の概要について事業者の方から説明を受けることといたします。「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案につきまして概要の説明をお願いします。

○事業者 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案について説明させていただきます。本日は特に事業計画の内容について説明します。ピンク色の評価書となります。本編、資料編、概要版となりますが、本編を用いて説明します。

本編の1ページをお願いします。事業者は世紀東急工業株式会社、事業の名称は妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業、事業の種類は廃棄物処理施設の設置です。

続いて、対象事業の概略です。現在、事業者は、東京都江戸川区東葛西三丁目において、東京都、千葉県の公共工事及び民間工事等で発生するがれき類等を破碎処理施設で処理する産業廃棄物の中間処理を行っております。その敷地に隣接する北側の敷地において改良土を生成する設備を有する破碎処理施設を新たに整備するものです。

表3-1を御覧ください。計画地面積は、既存敷地と新敷地を含め2万5,100㎡、工事着工年度は令和3(2021)年、工事完了年度は令和4(2022)年を予定しております。

処理能力は1日8時間稼働した場合2,400tとなります。

主な建築物として、破碎処理施設が鉄骨造、高さ約16.5mとなります。再生製品ヤード、改良土ヤードは屋根付きの建屋とする計画です。

続いて9ページをお願いします。「事業の目的」になります。既存の破碎処理施設は、稼働開始から30年以上が経過し、老朽化が見られます。近年は、粉じん、悪臭及び騒音対策として、散水設備、脱臭炉及び遮音壁等を設置するなどの環境保全対策を講じてきておりますが、用地の制約・施設の老朽化等から、これ以上の環境保全対策を講じることは困難となってきました。また、搬出入車両による接続道路の道路渋滞、今後の労働環境への対応等も課題となりつつあります。

本事業は、現在、野外に設置されている既存破碎処理施設の北側の敷地に建屋に格納された破碎処理施設を新たに整備することで、粉じん及び騒音等へのさらなる環境対策を講じるとともに、構内道路の整備などにより、接続道路の渋滞緩和を図ります。これらのほか、処理能力の増強、労働時間の短縮等の両立を目指すため、新敷地に破碎処理施設を整備することを目的としております。

10ページをお願いいたします。こちらの図は対象事業の位置図になります。計画地は図の中央、東京都江戸川区と千葉県浦安市との境界、旧江戸川に囲まれた妙見島の南側に位置

します。斜線で示した位置になります。

少し飛びますが、33 ページをお願いします。計画地のアクセス図になります。東京都及び千葉県方面ともに、東京浦安線の浦安橋中心にある橋のところからアクセスする形になります。

戻りまして、13 ページをお願いします。表は事業実施前と事業実施後の施設の概要になります。既存施設の配置図と新施設の配置図が 16 ページ、17 ページにありますので、こちらで説明させていただきます。

既存施設は、既存敷地の南側にオレンジ色で着色した破碎処理施設、改良土施設及び灰色に着色した廃材ヤード、西側に再生品ヤード、北側にクリーム色に着色したアスファルトリサイクルプラントを配置しております。

17 ページになります。新施設は、新敷地の南側に緑色に着色した破碎処理施設、北側及び西側に灰色に着色した廃材ヤードや再生製品ヤードを配置する計画です。

新施設の整備後は、既存敷地の破碎処理施設、廃材等のヤードは解体します。アスファルトプラント、リサイクルプラント事業者等は引き続き操業します。

18 ページ、19 ページをお願いします。こちらは新施設の計画平面図と計画断面図になります。太い線が建屋を示しております。破碎処理施設は建屋に格納し、再生製品ヤード、改良土ヤードは屋根掛けをする計画です。

22 ページに完成予想図がありますので、こちらを御覧ください。完成予想図は北側からの視点となっております。計画地中央に建屋の格納された破碎再処理施設、計画地西側、図の右側になりますが、そこに屋根掛けされた再生品ヤード、改良土ヤードが配置されます。

既存施設は、現在は野外にあります。新たに整備する施設は建屋に格納するため粉じんの飛散の防止、騒音の伝搬を抑制できる施設となっております。

23 ページをお願いします。こちらが「設備概要」になります。廃材と建設発生土は同じ破碎処理施設内で処理を行うこととなりますが、時間帯を分け、別々に処理を行います。廃材の処理能力は1時間当たり 300t、建設発生土の処理能力は1時間当たり 50t となります。運転計画は、メンテナンス作業等で日中に稼働できない場合は夜間に稼働する可能性があることから、24 時間としていますが、処理時間はおおむね 8 時間と計画しております。

25 ページに廃材の処理フロー、27 ページに建設発生土の処理フローを示しております。廃材、建設発生土は同じ設備を利用しますが、処理する時間帯は完全に分け、同時に処理することはありません。処理対象物である廃材及び建設発生土は、破碎機及びスクリーンを経

由し、粒度ごとに再生製品ヤード及び改良ヤードに振り分けられます。なお、粉じんの主な発生源となる二次破砕機及びスクリーンには集じん機を取り付け、粉じんを捕集いたします。

廃材等からスクリーンでふるい分けされた処理残渣は、建屋内において一時貯蔵した後、産業廃棄物の処理施設へ搬出します。

磁選機で選別された鉄筋くずについても、建屋内において一時貯蔵した後、全量有価物として回収業者へ搬出します。

28 ページをお願いします。「給排水計画」になります。本事業ではヤードの粉じん飛散防止用の散水用水として、東京都水道局からの上水及び工業用水の給水を受け、利用する計画としております。また、建築物の屋根等に降った雨水は、雨水貯留槽を経て、場内散水として再利用する計画としています。

また、構内道路等の場内に降った雨水は、非浸透性のアスファルト舗装を施した路面から排水側溝等流れ、地下に設けた油水分離槽を経由し、公共用下水道へ排水する計画としております。油水分離槽は定期的に油分、沈殿物の除去及び清掃などのメンテナンスを行います。

次に「緑化計画」になります。関係条例に基づき、必要緑地面積以上の緑地を 30 ページに示すとおり — 30 ページに緑化計画図があるのですが、計画地北東側の車両出入口付近及び再生製品ヤード、改良土ヤードの屋上に配置する計画です。地上部の緑化に当たっては、植栽時における在来種選定ガイドラインを参照して植栽樹種を選定し植栽します。

29 ページをお願いします。「環境保全計画」になります。新規の破砕処理施設は高さ 16.5 m の建屋内に格納、廃材を搬送するベルトコンベヤは防じん・防音カバーで囲うことで、破砕及び運搬の過程での粉じんの飛散を防止するとともに、騒音の伝搬を抑制します。

また、計画地の周囲には高さ約 10m の遮音壁を設置し、ヤードでの積み下ろし時に発生する粉じんの飛散の防止、騒音の伝搬を抑制します。さらに、粉じんの発生及び飛散を防止するため、廃材及び建設発生土を投入するホッパーにシャワーノズルを取り付けるとともに、タイヤ洗い場の設置、場内散水などを適宜行います。

31 ページをお願いします。「施工計画」になります。工事は令和 3 (2021) 年秋ごろに着手。令和 4 (2022) 年末までの 14 か月 — 新設の建設及び試運転で 12 か月、その後の既存施設の解体工事に 2 か月の、計 14 か月を予定しております。

以上が事業計画及び施工計画の概要になります。

44 ページをお願いします。環境影響評価の項目になります。対象事業の事業計画から環

境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することで、「大気汚染」「騒音・振動」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の5項目を選定しました。影響の内容に応じて工事の施行中、工事の完了後において予測評価を行っております。

最後に、238 ページをお願いします。本事業の実施は環境に影響を及ぼすと予想される地域になります。環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広くなる景観の調査地点が含まれる計画地中心から半径800mの範囲としております。

説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等はございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いします。

○森川委員 「大気汚染」を担当しております森川です。聞き逃したかもしれないのですが、廃材と建設発生土は同時に処理することはないということ、何度か御説明があったと思うのですけれども、これは騒音とかそういう対策の面で別々にやるということなのでしょうか。

○事業者 建設発生土というものは廃棄物とは違って、別々ということで処理しなさいと言われていまして、それで別の時間帯でやることにしています。

○森川委員 そういう規定があるということなのですね。

○事業者 はい、廃棄物ではないということで、指導課のほうに問い合わせたら、そういうことで言われました。

○森川委員 分かりました。勉強不足ですみませんでした。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○坂本第二部会長 「騒音・振動」を担当しているのですが、10mの遮音壁のお話があったのですが、この遮音壁は工事のときにはもう既に建っていると考えてよろしいのでしょうか。

○事業者 遮音壁につきましては169ページに工事施行中時点の遮音壁の図があります。現在、敷地の南側、西側、北側にはもう既に高さ10mの遮音壁が設置されております。ただし、東側についてはまだ仮囲いという形で工事中は対応して、建設工事と同時に10mの遮音壁をつくるという形になります。

○坂本第二部会長 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○宮越委員 本計画について調査計画書の段階で関係区長から、今回、評価項目には含まれ

ていませんが、「地盤」もしくは「水循環」に関する意見があったと思います。その中で、既存の井戸と既存の地下水の利用についての意見があったと思うのですが、それについてこの評価書の中で反映されている部分はありますか。もしあれば教えてください。

○事務局 既存で既に井戸を使っているのですが、新規の破碎処理施設ができた段階で井戸は廃止する計画になっております。なので、地下水をくみ上げるという作業は工事の完了後には行わないという計画になっております。

○宮越委員 分かりました。評価書の中にきちんと書かれているということが確認できましたので、これでよいと思います。ありがとうございます。

○事業者 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。奥委員、どうぞ。

○奥委員 2点確認させていただきたいのですが、もう既に議論があったところなのかもしれませんが、既存施設南側の廃材ヤードや破碎処理施設、改良土施設、これらを解体した後にできるスペースについては、その後の土地利用の計画などはあるのかどうか1点。

もう1点は、この評価書でいいますと242ページに調査計画書に対する都民の意見が記載されておりますが、例えば東風や北風が吹くと粉じんがたくさん飛んでくるとか、作業音で困っているといったような声が寄せられておりますが、既に10mの遮音壁が設置されているということで、これが設置された後についてはこういった声や苦情というものはなくなったのかどうか。都民が訴えているような、特に近隣の方が訴えているような状況は遮音壁によって改善されたのかどうかを確認させてください。

○事務局 まず、解体後、今の段階ですとアスファルトプラント等に移設するという事で考えております。次の段階で考えてはいます。

あと、都民から苦情ということで、江戸川区さんのほうが特に、たまに臭いがとか粉じんがということは、ここ最近はなくて、浦安市さんのほうから、スピーカーの音とか、そういった苦情があります。苦情が来たらすぐに、ボリュームを下げたり、あとスピーカーの位置を変更したりとか、そういうことで対応はしております。

○奥委員 はい、分かりました。できればですが、この段階でどこまで可能なのかということもありますが、この施設の操業に関連して近隣の自治体に寄せられている苦情は、この施設に係るものだというふうに特定されたものが大体何件ぐらい、どういう内容のものがあるのか、そこは正確に押さえていただいて、そこへの対応も併せて御検討いただくことが本来はよろしいのかなと思いました。もしこれから可能であれば御対応をお願いします。

○事業者 補足なのですが、現在、破碎処理施設は野外に設置されておりまして、その影響で騒音や粉じんの影響というのが多少まだあるとは思いますが、ただ、区や市のほうにはなかなかそういうものが届いていないという現状もあつたりするところでもあります。新施設のほうは、建屋に完全に囲まれる状態になるので、さらに騒音は低減できるという計画で考えております。

○奥委員 はい、新施設になればそうだと思います。これまでがどうだったのかというところを押さえておいていただいたほうがよかったかなと考えた次第です。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。齋藤部会長、よろしく申し上げます。

○齋藤第一部会長 幾つかあるのですが、聞き漏らしているのかもしれないのですが、この事業計画の中で処理能力についての記載はあるのですが、新しく入れるもの、それから現在どれくらいの処理をしていて、将来的にどれくらいの量の処理をする予定なのかを確認したいと思っています。

○事業者 現在、廃棄物の処理トン数として、年間大体 28 万 t から 30 万 t というところでやっております。新規で破碎処理施設を設置した後は、約 40 万 t を目標に考えております。

○齋藤第一部会長 分かりました。今のはまさに廃材等の破碎処理施設のことかと思うのですが、現状の施設が 60t/h の能力であるとする、相当の時間を 1 日当たり動かしていることになるという理解でよろしいですか。

○事業者 受入時間というか、8 時から 17 時という形で処理してまして、現在はそういう形でやっております。夜間に関しては受入だけやっています。

○齋藤第一部会長 現状は 8 時間の運転で間に合っているという理解ですか。

○事業者 はい。

○齋藤第一部会長 分かりました。

それから、これから第二部会のほうで話されることですので、私から言うことではないのかもしれませんが、「温室効果ガス」のところでも少しコメントさせてください。「温室効果ガス」について評価されているのですが、細かいところでいくと範囲であるとか、通常の記載と違うような感じがありますので、例えば排出量の原単位のところにも年当たりの値が出ていたりするのはおかしい感じがするので、確認してもらいたいと思います。

それから、より本質的なところとしては、今回の評価のところでも削減量を考えられているようなところで、要するに排出係数、つまり原単位を少なくすることができている、その結

果として 6%減りましたという話になっているのですが、まずそもそも、その排出量が現状に比べてどれくらい変化するかをしっかりと書いていただきたいので、233 ページにある「温室効果ガスの排出量」のところに、現状の排出量も併せて記載して、それが増えるのか減るのかというところをしっかりと書いていただいたほうがいいたらと思います。

それから、表の中には今回の事業に関連するところと、そうではない、既存の施設でそのまま運転するところが混在しているので、そこを分けていただいたほうが分かりやすいと思います。

その次のページの削減量を排出係数で書いていただくというか、排出係数の違いによって搬出量が減りますということ、そういう評価はありだろうとは思いますが、排出係数によってそこが変わっているのだということが明確になるように表の記載をしていただきたいと思います。

その他、細かいところでいいますと、232 ページ、233 ページに予測の方法が記載されていますが、予測方法のところにぜひ式を書いていただきたい。単純な話ですが、1)のほうは活動量に排出係数というか、原単位を掛けるということだけかもしれません。ただ、削減量のほうは排出係数で議論していて、その排出係数を求めるということをここでやっている。それが明確になるように式を書いていただきたい。この項目で排出係数を求めているのだということが明確になるように記載をお願いしたいと思います。

その他、細かくはいろいろあるのですが、長くなりそうなので、ここでやめます。これは意見ですので、意見として聞いていただいて、対応するかどうか、また後ほど考えていただければと思います。

○事業者 評価書のところで対応していくように検討していきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○袖野委員 2点お伺いしたいことがあります。

聞き漏らしかもしれないのですが、1点目は、既存敷地の建物が解体されるということなのですが、その後はどのような利用をされるのか。

2点目は、廃棄物のところなのですが、出てくる処理残渣を民間の産廃処理施設に排出するということなのですが、これは現在搬出している場所と同じところなのか。再資源化施設ということで、どれくらいリサイクルがなされているのか。100%なのか、9割ぐらいなのかということがお分かりになれば教えてください。

○事業者 解体後は、今既存にあるアスファルトプラントの部分を解体後に移設するような

格好で計画をしております。

あと廃棄物に関しては、この図で見ていただくと、北側にある産廃処理していただいているところがありまして、そこに残渣物を搬入しております。

○袖野委員 現在と同じところですか。

○事業者 はい、現在と同じ場所で処理していただくようにしております。

○袖野委員 物によるとは思うのですが、大体どれくらい再資源化されているのでしょうか。

○事業者 搬出してからのことになるので、そこで具体的に幾つという数値は我々のほうでは持ってはいないのですが、基本的には再資源化施設ということなので、100 という言い方を言い切れないかもしれないのですが、100 に近い形では再資源化しているとは考えております。

○袖野委員 なるほど。鉄くずは有価物ということなのですが、再資源化施設に出しているのは産廃として出されているのですよね。

○事業者 鉄くずに関しては有価物として処理しております。

○袖野委員 残渣のほうは。

○事業者 残渣のほうは、北にある処理施設に処理してもらっております。

○袖野委員 産廃として出されているのであれば、どういう処理をされているのかをもう少し把握したほうがいいのかと思いますので、御検討をお願いします。

○事業者 分かりました。

○宗方委員 私も聞き漏らしているかもしれませんが、遮音壁が結構大きな面積を、10mの高さのものをぐるりと回しているということなので、景観計画において色彩に配慮すると随所に書かれているので問題はないと思うのですが、遮音壁のことも忘れずに御検討くださいとコメントさせてください。

○柳会長 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 遮音壁のほうも当然景観計画に沿った形にしております。既にもうかかっていますが、当然、目立たないような形のグレーの色で、今はまだ計画段階ではあるのですが、ここも壁面緑化ということも検討はしております。ただ、まだ江戸川区との協議もありますので、具体的にどういう形でやるとかという話までは出ていないのですが、そういうことも検討はしているという状況です。

○宗方委員 ありがとうございます。壁面緑化は結構だと思っておりますが、えてして壁面にずらっとツタとか合わせると、意外に景観として評価が低いということがよく言われています

ので、緑化される際には御検討ください。

○事業者 分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○齋藤第一部会長 もう一度確認なのですが、現存の施設は1時間当たり60tの処理能力という理解でよろしいですね。

○事業者 はい。

○齋藤第一部会長 それで、年間32万tを処理されているのですよね。

○事業者 そうですね。

○齋藤第一部会長 そこで確認したいのですが、25ページに廃材の処理フローがありまして、今、破砕機というか、破砕施設で処理能力と言っているところがどれに相当するのか。要するに32万t運ばれてくるけれども、破砕機を通るのはごくわずかであるという理解でしょうか。

○事業者 ほとんど破砕機を通る形になっております。

○齋藤第一部会長 そうすると、時間60分で32万t処理するのに、1日8時間で済むかどうか、後でまた確認をしていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺の数字上の確認をぜひお願いしたいと思います。

○事業者 分かりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。ほかに御発言がないようですので、これで終わりたいと思っております。事業者の皆様どうもありがとうございました。事業者の方は退席をお願いいたします。

○柳会長 受理関係について事務局から報告をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 受理関係について報告します。資料3を御覧ください。

1月の受理報告は、環境影響調査計画書1件、事後調査報告書3件、変更届4件受理しております。

○柳会長 それでは、「一般国道20号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業」環境影響調査計画書の概要について事業者から説明を受けることとします。本案件は第一部会に付託されております。それでは事業者の方は席の移動をお願いします。

○事業者 本事業については、日野市と八王子市、両市域における国道20号のバイパス事業、延長約14.9kmの計画のうち、延長1.5kmの区間を日野バイパス延伸Ⅱ期事業としてバイパスを建設する事業です。本件の調査計画書の内容について資料に沿って事業の概要を説

明します。資料は薄い緑色の冊子になります。

資料の1ページ目をお願いします。第1章のところになりますが、本件は国土交通省関東地方整備局が事業者になります。

第2章「対象事業の名称及び種類」は、一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業です。種類は道路の新設になります。

第3章「対象事業の内容の概略」です。

本事業の位置については、日野市西平山三丁目を起点として、八王子市北野町を終点とする延長約1.5kmの区間において往復4車線の道路を整備するものです。なお、本事業は昭和36年10月に都市計画決定がなされ、平成27年度に一部の区間について都市計画変更を行って、平成29年度に新規事業化をしております。

通過地域は、日野市及び八王子市。道路規格は第4種第1級。道路幅員は23.8～60m。設計速度は時速60kmになります。また、供用開始については、工事着手からおおむね10年を想定しております。

続いて、2ページ目を御覧ください。「事業の目的」です。本事業は、「日野市まちづくりマスタープラン」において、都市の骨格となる広域幹線道路、それから「八王子市交通マスタープラン」において防災・物流・医療ネットワークに資する広域道路網とされており、交通渋滞の緩和、地域間交流の促進、物流機能の強化や地域産業活動の活性化及び地域の安心・安全の確保に貢献するとともに、首都圏災害における緊急輸送道路の確保や高度医療施設との連携強化など、地域の防災機能向上に寄与するものです。

その右側、3ページを御覧ください。「事業の内容」になります。下に図がありますが、赤く示しているのが現在事業中の区間または開通区間になりますが、本事業の起点側は一般国道20号日野バイパス（延伸）事業、終点側については一般国道20号八王子南バイパス事業になります。こちらに接続する延長約1.5kmの区間になります。

4ページに図がございます。4ページには計画道路の具体的な位置を示しております。

5ページには、道路構造図として平面図と縦断図を示しております。主要な交差道路としては都市計画道路3・4・24号（旭が丘南北線）、一般都道長沼北野線、一般国道16号（八王子バイパス）、主要な交差道路との交差方式については都市計画道路3・4・24号（旭が丘南北線）との交差部については平面交差、一般都道長沼北野線及び一般国道16号（八王子バイパス）との交差方式については本線を地下構造として、側道を平面交差で整備します。また、本事業は一級河川である浅川を渡河する計画ですが、浅川と高速区間については橋梁

構造として整備します。

6 ページ左側に標準断面構成となっております。それから日野市側の平面構造部、浅川を渡河する橋梁構造部、八王子市側の平面構造部、一般国道 16 号のアンダーを通過する地下構造部になります。計画道路の幅員は 23.8 から 60m とし、往復 4 車線の幹線道路を整備します。

右側の 7 ページ目になります。「施工計画」及び「工事用車両の搬出入ルート」になります。本事業の全体工事期間は、工事着手からおおむね 10 年を想定しております。なお、工事の実施に当たっては排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械を採用する計画です。

また、「工事用車両の搬出入ルート」については、想定される主な工事用車両の搬出入ルートを 8 ページの図 4.2.5 に示しております。現時点では工事用車両の搬出入ルートとして一般都道町田平山八王子線、市道北野公園通り、一般国道 16 号（八王子バイパス）を想定しておりますが、計画道路周辺の状況や道路網を踏まえ、幹線道路を利用して搬出入することを考えております。なお、起点から一般都道町田平山八王子線までの区間については、別途行われている土地区画整理事業において確保された道路用地を活用する予定です。

以上が事業の内容になります。

○事業者 項目選定について説明します。85 ページです。「環境影響要因と環境影響評価との関連性」を踏まえて選定した項目を一覧表で整理しております。

環境影響要因については、工事の作業中については施設の建設、建設機械の稼働、工事用車両の運行のほか、一級河川の浅川を渡河し、河川の低水路に橋脚を設置する可能性があることから、水底の掘削を選定しています。また、工事の完了後については施設の存在、自動車の走行を選定しています。これらを選定した項目とその理由について説明します。

まず、「大気汚染」について。工事の施行中においては建設機械の稼働に伴う一般粉じん、工事用車両の走行に伴う一般粉じんについて、計画道路周辺における住居等の保全対象に対し影響を及ぼすおそれがあることから選定しています。また、工事の完了後においては、同様の理由で自動車の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質を選定しています。

続いて「騒音・振動」について。工事の施行中においては建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動について、計画道路周辺における住居等の保全対象に対し影響を及ぼすおそれがあることから選定しています。また、工事の完了後においては、同様な理由で自動車の走行に伴う騒音・振動、また橋梁構造物からの低周波音を選定しています。

続いて「水質汚濁」についてです。本事業は用水路及び浅川を渡河する計画であり、工事の施行中において施設の建設に伴う水の濁り、また水底の掘削に伴う水の濁り、及び水系の掘削と併せて実施するコンクリート工事に伴う水の汚れにより、水質への影響を及ぼすおそれがあることから、それぞれ選定しています。

続いて「土壌汚染」についてです。計画道路内には現状で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は存在しないものの、計画道路のうち一部の区間については、土地利用の履歴等から土壌汚染のおそれがないものと判断できないことから、工事の施行中について選定しています。

続いて「地盤」についてです。本事業は計画道路のうち一部の区間については道路構造を地下構造とする計画であり、地盤・地下水に影響を及ぼすおそれがあることから選定しています。

続いて「水循環」についても「地盤」と同様の理由となっております。

続いて「生物・生態系」についてです。計画道路周辺には緑地や公園、また浅川沿いの草本群落等が分布し、これらの環境に生息・生育する動植物に影響を及ぼすおそれがあることから選定しています。

続いて「日影」についてです。計画道路のうち一部の区間については、道路構造を橋梁構造とする計画となっており、橋梁構造物の存在に伴う日影により影響を及ぼすおそれがあることから選定しています。

続いて「電波障害」についてです。計画道路のうち一部の区間については、道路構造を橋梁構造とする計画であり、橋梁構造物の存在により、テレビ電波の遮蔽障害及び反射障害が生じることが考えられることから選定をしています。

続いて「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」については、地域特性として計画道路周辺に代表的な眺望地点、埋蔵文化財包蔵地、主要な自然との触れ合い活動の場等があることから選定をしています。

最後に「廃棄物」についてです。工事の施行に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土については、現場内での再利用が考えられる一方で、実施区域外に搬出し影響を及ぼすおそれがあることから、こちらを選定しております。

以上で、選定した項目についての説明を終わりますが、最後に、選定しなかった項目について説明します。87 ページ目の下のほうを御覧ください。

表 7.2.1 「選定しなかった項目及びその理由」とありますが、これについて説明します。

まず「悪臭」についてです。本事業に係る工事は一般的な道路工事であり、工事の施行中において、日常的に影響を及ぼすような悪臭の発生は想定されません。また、工事の完了後も悪臭の発生源となる施設の設置等は計画していないことから、非選定としました。

続いて「地形・地質」についてです。計画道路周辺には特異な地形・地質は確認されておらず、本事業の実施により大規模な法面、斜面等の改変は計画されていないことから非選定としました。

続いて「風環境」についてです。本事業では、高さ 40～50m 程度以上の大規模施設の設置計画がないほか、橋梁構造部においては桁下空間を確保する計画であり、著しい風環境への影響が想定されないことから非選定としました。

最後に「温室効果ガス」についてです。「東京都環境影響評価技術指針」では、道路の橋梁に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素等については、環境影響評価の対象外とされているとともに、このほかに本事業の実施に伴う著しい温室効果ガスを発生させる要因は想定されていません。また、工事の施行中については、使用する建設機械は、可能な限り低炭素型建設機械を使用する計画であり、著しい温室効果ガスの発生は想定されないことから、非選定としております。

説明は以上です。どうもありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問はございますか。

○平林委員 「水循環」を担当しています。2点、簡単な質問なのですが、1点目は、56ページの表 6.2.14「水質汚濁に係る公害苦情の状況」で、水質汚濁に係る件数が割合でパーセントになっているので、これは件数にしたほうが分かりやすいかもしれませんが、それは置いておいて、2件ないし3件の苦情があると。具体的にはどのような苦情でしょうか。例えば湧水が結構多い地域みたいですがけれども、湧水に対する水質汚濁はなかったでしょうか。

2点目、それに関連して確認させていただきたいのが、91ページの表 8.1.1(3)になります。こちらの「水循環」に関しては、地下水と湧水の流況の変化を調査、予測することになっておりまして、湧水の水質に関しては調査項目に入っていないのでしょうか。「水質汚濁」は河川を対象としているように読み取れるので質問させていただきました。

以上です。

○事業者 まず「水循環」の苦情で、どのような苦情の内容だったかという御質問と認識し

ております。こちらについては、既存文献に件数でのみ書かれておりますので、そちらのほうで把握したものになります。なので、どのような苦情だったのかという内容については、申し訳ありませんが、把握していない状況です。

続いて2点目、地下水の水質は調査していないのかという内容だったかと思えます。こちらについては、「地盤」また「水循環」の既存文献の調査を詳細にしていく中で明らかにしていきたいと思っております。

○平林委員 かなり湧水が多いところなので、できれば検討していただければと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。奥委員、どうぞ。

○奥委員 「土壌汚染」について項目選定されておりますが、86 ページの選定理由を拝見しますと、計画道路のうち一部の区間については土壌汚染のおそれがないものと判断できないということなので項目選定されたということですね。そして110 ページに「予測及び評価の方法」が書いてありますけれども、地点として、汚染された土壌が存在する可能性がある範囲というふうに記述されております。具体的にこの計画の中で、どのあたりがおそれのある範囲なのか、もしくは土壌汚染が存在する可能性がある範囲なのかをお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 今、皆さんにお配りしております調査計画書の58 ページに、地域の概況として「6.2-5 土壌汚染」という項目で整理をしております。こちらの「土地利用の履歴等」というところで、給油所として利用されている土地があり、油分を取り扱っていると想定される場所ということでお示ししております。こちらのほうで懸念がされますので、項目として選定している次第です。

○奥委員 59 ページの地図ですと赤の破線で囲まれているこのエリアということですね。ここに限定されている、特定されているということですね。

○事業者 はい。

○奥委員 分かりました。

110 ページの予測方法は、既存資料調査及び施工計画の内容を踏まえて定性的に予測となっておりますが、土壌汚染の可能性のあるエリアが特定されているのであれば、実際に土壌の調査をすることは考えられないのでしょうか。それは検討されないのでしょうか。

○事業者 予測の方法につきましては、「東京都環境影響評価技術指針」それから「道路環境影響評価の技術手法」という国総研で出されている資料がありまして、そちらを参考にしながら検討しております。具体的な方法についてはこれから予測等をする中でまた検討して

いきたいと思っております。

○奥委員 定量的な予測が望ましいと思いますので御検討ください。

○柳会長 それでは、池本委員、どうぞ。

○池本委員 事業計画で少し確認させていただきたいのですが、5 ページ、6 ページのところ、4) の区間なのですが、現状が道路になっていて、地上部で真ん中に植栽のようなものになっていると思うのですが、ここを地下化するというので、この地上部は工事完了後どうなるのかということが1点です。

2 点目は、この終点のところがいきなり交差点からずどーんと下に入っているような形になるのですが、実際は徐々に入っていかないといけないのかなと思うのですが、そのあたりの説明をいただきたい。

3 点目は、南北に 4) の区間で道路が走っているところもあって、信号もあるのですけれども、そのあたりはどのような扱いになっていくのかを教えてくださいませんか。

○事業者 まず第 1 点目なのですが、5 ページの 4) 地下構造部について、今、既存で道路がありまして、そこに植栽帯があるということです。この区間については大部分は掘割構造になりますので、掘割の工事のときに一度掘削しますので、既存の植栽帯は撤去になることを予定しています。また、将来については、周辺のまちづくり、あるいは周辺の状況と関係市と調整しながらという形で植栽をどのようにしていくのかというのは検討していきたいと考えております。

2 点目です。起点側の道路については日野市側になるのですが、今、西平山土地区画整理事業というところで土地区画整理事業を実施しておりまして、そちらで国道の用地を立てていただくという計画になっております。今回の事業に関する工事用車両については、その土地区画整理事業で空きました道路を活用して搬出していくという計画にしております。

3 点目ですが、今ある信号の交差点部です。こちらは八王子市側の 4) の地下構造部の範囲になりますが、こちらは基本的に今道路として存在しておりますので、既存の信号の配置を踏まえまして将来的に国道ができたときの配置については、関係する警察、それから周辺の状況を見ながら交差点配置計画は考えていきたいと思っております。現段階では具体的に、どこにどのような配置になるのかは確定してはいない状況です。

○池本委員 2 点目がよく分からなかったのですが、今の計画ですと終点がいきなり地下になっていて、そこが今地上部になっているのですが、その接続のところは実際にどのようにしていくのかなというのが気になったのですが。

○事業者 終点の場合は、地下部の道路と既存の道路については側道で平面交差という形になりますので、本線は地下でずっと抜けていくのですが、交差する道路については側道を介して交差点で右折、左折していくような流れになると考えております。

○池本委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○玄委員 「景観」について質問しようと思っています。眺望の変化の程度を調べるために、今眺望地点をまとめていただいていると思います。76 ページに主な眺望地点の一覧表が示されてあるのですが、こちらの区分としてみるとサイクリングロードやウォーキングコース、公園などでまとめていただいています。77 ページのほうを見ると、緑色になっているところは公園です。あと紫色とかブルー色とか黒色の線で表示しているところがサイクリングロードやウォーキングコースになっていると思います。こういった長くなっているサイクリングロードとウォーキングコースで具体的にどういったところから眺望の変化を調査しているか、こちらの表ではよく分からなかったのを教えていただければと思います。これ、全ての沿線道路で全部調べるといえることですか。それとも、幾つかの点を選択して眺望を検討しているのですか。

○事業者 まず具体的な眺望地点については、これから現地踏査等を行っていく中で決めていきたいと思いますが、まず眺望点としては不特定多数の方々が集まるような場所を観点に選定しております。その中で公園、サイクリングロード等を選定しているのですが、サイクリングロードの中でも実際に現地踏査を行いまして具体的にこの事業は、まず見える場所という中で、また周辺の環境との調和等々が図れているような場所等を選定しながら、調査地点については設定していくことを考えております。

○玄委員 分かりました。お願いします。以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 この周辺には一部、計画の地図にも記載されているのですが、たくさん用水があって、様々な保全の措置が行われていると思うのですが、この計画の地図を見ても、一部、用水路を横切るようになっていると思います。こういった用水路に対する評価はこの調査計画書の中に含まれていますか。含まれていれば御紹介ください。

○事業者 調査の方法の中で107ページなのですが、本事業については日野市側で上村用水、川北用水等々がありまして、川北用水を横断するような形になっております。ですので、こちらの水質、あと水生生物等については具体的に調査を行って、その影響等々をリスク評価

していきたいと思っております。

○宮越委員 分かりました。保全の観点からも今後進める上では、自治体と連絡をしながら適切に進めていただきたいと思います。

○柳会長 事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 意見を頂戴しました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、これで終わりにしたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退席をお願いします。

○柳会長 それでは、その他の受理報告について事務局から説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から説明します。

それでは、助言事項関係について説明します。資料 3 を 1 枚おめくりいただきまして、「12 月 受理報告に係る助言事項一覧」を御覧いただきたいと思います。こちらは 12 月の受理報告に係る助言事項についての事業者の回答となります。1 件ございました。

事業名は「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」。「大気汚染」について助言事項がありました。助言事項としましては、工事期間の延長に伴う周辺環境への影響に考慮し、今後もしっかりと環境保全のための措置に取り組むよう要望しますというものでした。

これに対する事業者の回答は、工事期間の延長に伴う周辺環境への影響について今後もしっかりと環境保全のための措置に取り組んでまいりますという回答をいただきました。

続いて、「1 月 受理報告に係る助言事項一覧」を御覧いただきたいと思います。1 月の受理報告に対して委員からの助言事項の提案となります。変更届で事業名「大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業」、事業名「(仮称) 三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業」、事業名「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業」、以上 3 つの事業について合計 8 件の助言事項がありました。

事務局からの説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、1 月の受理報告案件について助言されました委員の方のコメントなどをお願いします。発言される際には、最初にお名前をお願いします。資料の順に沿って、森川委員、池本委員、高橋委員、宗方委員、袖野委員の順番でコメントをお願いします。

○森川委員 森川です。「大気汚染」についてコメントをいたしました。続いて池本委員からもコメントがあつて、私のほうで資料が読み取れていなかったのかもしれないのですが、

本案件で、変更によって予測値が変わるのですが、環境基準を超えている値は変わりませんので、引き続き環境保全に向けた取組をしていただければと思っております。

質問だったのですが、熱源施設の NO_x 排出量が大幅小さくなっていて、これが具体化されていく計画の中で小さいものになっていったのか、それとも、ちゃんと低公害の仕様のものを選択していったということなのか、そこら辺が読み取れなくて質問で書かせていただきました。

○池本委員 私は「大気汚染」のところで感じたことをコメントさせていただいたのですが、助言という感じはよくないのですが、資料の中で着目したのが 70 ページのところなのですが、おそらくお手元がないので数字を読み上げますけれども、二酸化窒素でいいますと、変更前のバックグラウンドが 0.26ppm、変更後のバックグラウンドが 0.22ppm で、変更後のバックグラウンドにした数値のほうが低くなっています。建設機械の稼働に伴う付加濃度というのが、細かい数字があるのですが、変更後のほうが大きくなっている。それによって年平均値の二酸化窒素の変更後の濃度が、変更前よりも高くなっているという記載がありました。それで、90 ページのほうに目を向けますと、日平均値の年間 98%値にその数字を換算していると思うのですが、その作業をするところで、変更前が 0.075ppm に対して、変更後が 0.071ppm と、低くなっているということで、年平均値が高くなっているのに日平均値の年間 98%値が低くなっているということになっていました。これが不自然だなと感じて、おそらく換算するときの相関をとると、この式が変わったりとか、そのようなことなのかなと感じたのですが、ただ、そうすると、影響を見るためには年平均値でその影響が大きくなっているところを見るべきなのかなと感じまして、特にバックグラウンドが低くなっているのに最終的な濃度は高くなっている、年平均値の予測値が高くなっているということでしたので、これを考えますとそれなりに影響があるのかなということで、それに対して保全対策として、おそらく評価書と同じ記載ぐらいしか書かれていない、変更前と同じ記載ぐらいしか書かれていないということだったので、これは明らかに影響が大きくなっているので、もう少し何かしら真剣に考えたほうがいいのか。特に予測のときというのは、ここはもともと環境基準を超えているので分からないですが、車両台数が後で大きくならないように高目に、大き目に設定していると思うのですね。それをさらに上回っているということになっていきますので、これはそれなりに影響があるということで、しっかり考えておいていただいたほうがいいのかということでした。これが勘違いかどうかというのが分からなかったのですが、質問の形で出させていただいたのですが、もしそういうことであれば、この場で流すような感じ

の、何というのですかね、変更前と同じような措置でいけますよというような記載よりは、しっかりと吟味したという形で検討をいただいたほうがいいかなと感じたものです。

それと併せて、次の3番なのですが、この地区は委員の先生方も多く見られていると思うのですが、日本橋であったり、河川沿いの事業であったり、八重洲口の2つの街区の工事などもあったり、かなりアセス事業規模の工事も多いという場所になっていますので、そういったところで他の事業と情報を共有して、具体的な対策などを検討していく必要があると思っ
ていまして、そちらはどうなっているのかがすごく気になったということで、3番目のほうはコメントさせていただきました。

○柳会長 続いて、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋です。僕のコメントは、現状変更によって騒音・振動の影響評価自体はそれほど変わらない、ほとんど変わらないのですけれども、工事用車両が走行する道路の一部で、測定地点でいうとNo.5 とかNo.6 のあたりで、現況でも環境基準値と同じぐらい、あるいは若干上回っている騒音のレベルというところがありますので、評価の結論は変わらないということで安心するのではなくて、その基準値を超えているところは、これは事業の責任ではないと思うのですが、というところがありますので、車両走行に伴う騒音低減に常に留意しながら工事を進めていただきたいというお願いです。

○柳会長 続いて宗方委員、お願いします。

○宗方委員 「日影」の件ですが、今回の変更に伴って直近の、すぐ北側にある常盤橋公園に対して、今までは辛うじて、東西の建物の間の隙間からの光が、冬季には、1時間弱ですが来ていたのですが、それが、低層部のボリュームが大きくなったおかげで、冬季のというか、冬場では、日照がどうも大分減ってしまっているという状況が生じております。仕方ないことではあるのですが、この今回の計画と直近の常盤橋公園、外構計画も含めて一体として地域の良質な環境に寄与するポテンシャルを持った空間だと思いますので、日照が冬季でなくなった分を補うような豊かな外構計画にしていいただければとコメントした次第です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは次の案件の助言事項についてのコメントをお願いします。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 はい、高橋です。三田三・四丁目の開発事業に対するコメントです。工事期間が延長になるということだけなので、そこに対するコメントです。

「騒音・振動」に対して意見評価の結論は変わらないと思います。ただ、工事期間が 20

か月という、割と長い間延長になりますから、これもいつもコメントを付けさせていただいているのですが、工事期間が結構長くなる場合には、その分、地域住民がいつまで工事をやっているのだというようなイライラ感みたいなものが通常よりも増える可能性がありますので、地域住民とより一層の円滑なコミュニケーションを図りながら工事を進めていただきたいと思います。

○柳会長 それでは次の福生の都市計画事業についてのコメントについて、袖野委員、お願いします。

○袖野委員 工事期間 15 年延長ということで、エリアは商業地域というわけではないのですが、15 年という長い期間がありますので、もし他の開発事業と時期が重なるというようなことがあれば、よく調整を行っていただき、環境負荷が増幅しないようにしていただきたいというコメントです。

○柳会長 続いて高橋委員、お願いします。

○高橋委員 僕のコメントも袖野先生と同じです。工事期間が 15 年と長くなりますので、地域住民とのコミュニケーションを円滑に図りながら事業を進めていただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、審議会からの助言事項といたします。事業者に伝えていただき、次回の審議会ですべて事業者の回答の報告をお願いします。

受理関係についてはこれで終わりにしたいと思います。

そのほか何か、皆さんのほうからございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 35 分閉会)